

令和2年度第6回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和2年8月6日(木)午後 14時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(12名)

2番 羽根井 直子	3番 鈴木 孝徳
4番 三須 健行	5番 梅澤 孝雄
7番 江川 昌子	8番 長澤 正昭
9番 足立 正道	10番 山崎 宏
11番 兼坂 仁	12番 牛玖 良一
13番 眞野 文雄	15番 石田 和久(議長)
- 4 欠席委員(3名)

1番 林 重孝	6番 三門 増雄
14番 石渡 文久	
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名人の選任
 - 第3 議案審議

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第4号	非農地判定について
議案第5号	令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	檜 垣 幸 夫
主査補	飯 田 啓 市
主任主事	今 川 大 輔

◎開 会

午後 14時30分開議

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

新任期としての、案件審議としては、初めての総会となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、本日の総会は、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、9月8日（火）に、開催を予定していますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は12名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第6回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。
議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」、議席番号、4番「三須 健行委員」
を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第4号、非農地判定について
議案第5号、令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について
以上、5議案でございます。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
事務局の説明をお願いします。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第1号の説明

○事務局長

- 議案につきまして、ご説明申し上げます。
総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。
表の第1項につきましては、権利者は自作地の近隣を耕作し都合が良いため、義務者は権利者からの要望のため、贈与により、所有権の移転をしようとするもので、表の第2項及び第3項につきましては、権利者は自作地の近隣を耕作し都合が良いため、義務者は権利者からの要望のため、交換により、所有権の移転をしようとするもので、表の第4項及び第5項につきましては、権利者、義務者とも、双方の耕作に都合が良いため、贈与により所有権の移転をするもので、表の第6項及び第7項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をするもので、表の第8項及び第9項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をするものでございます。
その許可要件についてご説明します。
議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項～第3項の実態調査については、鈴木委員より調査報告をお願いいたします。

———（鈴木委員報告）———

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第1号第1項・第2項・第3項の調査報告をいたします。

まず第1項についてですが、義務者の■■■■さんは、相続により申請地を取得し農業者ではありません。

権利者の■■■■さんは、申請地の近隣を耕作しており、耕作するのに都合がよいので、購入する事となったそうです。

続きまして、第2項及び第3項についてですが、■■■■さんと■■■■さんが、双方の土地を交換する申請です。

お互いの所有地の隣接地であるため、若干面積は異なりますが、交換する事により都合が良くなるとの事です。

3件とも問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項～第5項の実態調査について、梅澤委員より報告をお願いいたします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 議席番号5番梅澤です。議案第1号第4項及び第5項の調査報告をいたします。

まず、第4項と第5項ですが、■■■■さんも、■■■■さん、■■さん親子も、申請地を交換する事により、双方の所有地の隣接地と一体に利用できるのです。交換するそうです。申請は贈与となっていますが、税金の関係で、贈与とするとの事です。

2件とも、問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、梅澤委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項は、許可と決しました。

続きまして、第6項及び第7項の実態調査について、足立委員より報告をお願いいたします。

———（足立委員報告）———

○足立委員 議席番号9番足立です。第6項及び第7項の調査報告をいたします。第6項については、■■■■■の■■■■■さんの申請です。

■■■さんは、水田中心の経営ですが、申請地を購入して、今後、ブルーベリーを栽培するとのことです。

義務者の■■■さんから、購入してほしい旨打診があり、購入する事となったそうです。続きまして第7項ですが、義務者の■■■■■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。隣接地を耕作している権利者の■■■■■さんに打診したところ、購入する事となったそうです。

2件とも問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、足立委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第6項は、許可と決しました。

続きまして、第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第7項は、許可と決しました。

続きまして、第8項及び第9項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号13番眞野です。議案第1号第8項及び第9項の調査報告をいたします。

まず、第8項ですが、義務者の■■■■さんは、相続により申請地を取得し、農業者ではありません。権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を耕作しており、一体的に利用出来るので、購入する事となったそうです。

次に第9項ですが、義務者の■■■■さんは、相続により農地を取得し、農業者ではありません。隣接地を耕作している権利者の■■■さんに打診したところ、購入する事となったそうです。

2件とも、問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第8項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第8項は、許可と決しました。

続きまして、第9項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第9項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■が、専用住宅建設用地として、■■■■■の畑467㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に住宅等が存在する小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、延べ床面積126.5㎡の自己居住用の専用住宅を建設するものでございます。

計画としましては、生活用雑排水は、公共下水道に接続し、雨水については浸透枳により処理をするものでございます。

続きまして、議案第2号第2項は、■■■■■が、専用住宅建設用地として、■■■の畑495㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に住宅等が存在する小規模な農地で第2種農地と判断されます。

計画としましては、延べ床面積128.76㎡の自己居住用の専用住宅を建設するものでございます。

計画としましては、生活用雑排水は、合併浄化槽により処理、雨水については浸透枳により処理をするものでございます。

続きまして、議案第2号第3項は、■■■■■が、■■■の畑1,408㎡について、車両置場用地として転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に資材置場や車両置場が散在する小規模な農地で、第2種農地と思われま。

計画としましては、大型車30台分、小型車10台分の輸出用の車両置場を整備するものでございます。

敷地内は砂利敷とするもので、雨水土砂等の流失はないものと思われま。

また周囲を高さ1.5m～2.5mのフェンスで囲むものでございます。

続きまして、議案第2号第4項及び第5項は、■■■■■■■■■■が、■■■の畑1,490㎡について、車両置場用地として転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に資材置場や車両置場が散在する小規模な農地で、第2種農地と思われま。

計画としましては、普通車10台分、フォークリフト30台分の輸出用の車両置場を整備するものでございます。

敷地内は砂利敷とするもので、雨水土砂等の流失はないものと思われま。

また周囲を高さ1.5m～2.5mのフェンスで囲むものでございます。

続きまして、議案第2号第6項は、■■■■■■■■が、■■■■の畑481.2㎡について、特別養護老人ホームの増設工事関係者の駐車場用地として、仮設駐車場を一時転用しようとするものでございます。

申請地は、10ヘクタール規模の団地性のある集団的な農地で、農業振興地域内の農用地区域でございます。

原則として、農用地区域内の農地は転用は認められませんが、一定の期間を決め、期間終了後、農地に復元すれば、認められるものでございます。

仮設駐車場として、一時転用する期間は、150日間で、普通車19台分を駐車するものでございます。

敷地内は転圧のみとして使用するので、雨水等は浸透するものと思われます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項の実態調査について、鈴木委員より報告をお願いいたします。

————（鈴木委員報告）————

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。議案第2号第1項の調査報告をいたします。

申請者の■■■■■さんは、義務者の■■■■■さんの娘さんです。

申請地の隣接に両親が住まれており、将来両親の面倒など、何かと便利なため、親の土地に、分家住宅を建てるために、申請したものです。

問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、鈴木委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。
続きまして、議案第2号第2項の実態調査について、梅澤委員より報告をお願いいたします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 議席番号5番、梅澤です。議案第2号第2項の調査報告をいたします。
申請者の■■■■■さんは、義務者の■■■■■さんの義理の息子さんです。
■■■さんの奥さんが、■■■さんの娘さんで、親の土地に、分家住宅を建てるために、申請したものです。
親の近くに住むと、子育てや、将来両親の面倒など、何かと便利なためとの事です。問題はないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、梅澤委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第2号第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号第2項は、許可相当と決しました。
つづきまして、議案第2号第3項から第5項については、申請人を呼んであります。それでは申請人を入場させて下さい。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。
自己紹介の後、申請の概要について、第3項及び第4項・第5項の順に、ご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 この度、■■■さんと■■■■■さんから申請の依頼を受けました。■■■

■■■■■■の■■と申します。

■■さんは隣接の置場がいっぱいとなり、大型車 30 台、小型車 10 台分の駐車場を整備するものでございます。■■■■■■さんも、既存の駐車場が手狭になり、隣接地に、普通車 10 台分、重機等フォークリフト 30 台分の駐車場を整備するものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号 8 番長澤です。

まず、■■さんですが、大型車両とはどのような車両ですか。

○議長 申請人

○申請人 大型の重機です。

○長澤委員 大型車ではなく、重機なのですね。

○申請人 はい。

○議長 長澤委員よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。眞野委員

○眞野委員 議席番号 13 番眞野です。現地を見てきたのですが、■■の方ですが、今の車両置場のどのくらいの面積でしょうか。

○議長 申請人

○申請人 今の面積の半分くらいです。

○議長 眞野委員

○眞野委員 申請地は段差がありますがそれはどのようにするのですか。

○議長 申請人

○申請人 入り口側が低いので、そちらの方に砂を入れて、対応します。

○議長 眞野委員

○眞野委員 そうすると、隣の畑の方が低くなってしまいますが、隣の方も承知していますか。

○議長 申請人

○申請人 隣の地主とも話はしてありますので、問題はないと思います。

○眞野委員 ■■の方はヤードになっている所がありますが、本当に車両置場にすめるのでしょうか。それと、見えなく囲ってしまうのですか。

○議長 申請人

○申請人 車両置場です。また、周りは網のフェンスで囲みます。

○議長 眞野委員、よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

まず、議案第2号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第5項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項は、許可相当と決しました。

○議長 続きまして、議案第2号第6項について審議いたします。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第6項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第6項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてでございます。第1項～第9項については、令和2年1月9日総会において、現況が数十年以上前から農地として利用されていないことから農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願として18筆について審議され、承認されたもので、その後、千葉県に進達し、千葉県が現地調査を実施した結果、15筆については、境界等が不鮮明で、筆の境界が特定できず、申請者と再度現地調査を実施したところ、今回の9筆については、筆の境界がおおむね特定できたため、この9筆について、再度、進達するよう、千葉県より指導を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、千葉県に、現況が山林化している、非農地として、再進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、現況が山林化している、非農地として、再進達と決しました。

○議長 続きまして、議案第4号、非農地判定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の5ページをお願いいたします。

議案第4号、非農地判定についてでございます。

■■■の畑1筆、885㎡について、非農地として判定するものでございます。山林や原野化する等、農地に復元することが困難な農地であるため、非農地として判定するものでございます。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号について、承認と決しました。

続きまして、議案第5号、令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第5号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、

使用貸借権の設定2件、3筆、地積5,790㎡、賃貸借権の設定、5件、16筆、地積14,070㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～9ページをお願いいたします。

申請番号1番～7番まで農業経営規模拡大のため、期間は、5年～10年間を設

定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、私が関係する案件もありますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をいたします。

議事の進行については、山崎会長職務代理者と代わらせていただきます。

——(会長退席・山崎委員と交代)——

○山崎会長職務代理者 それでは石田委員が退席いたしましたので、審議をいたします。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———(発言者なし)———

○山崎会長職務代理者 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———(賛成者挙手)———

○山崎会長職務代理者 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

それでは、石田委員を入場させて下さい。

議事進行を代わります。

———(石田委員着席)———

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———(事務局長報告)———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の10ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、1件、3筆でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の合意による解約についてでございます。

地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、1件1筆でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、4件、84筆でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第13項に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局を設置するもの1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===